

鈴鹿市若年がん患者在宅療養支援事業のご案内

鈴鹿市では40歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して生活を送ることができるよう、在宅サービスの利用や福祉用具の購入等にかかる費用の一部を助成します。

対象者 次の①～④すべての要件に該当する方

- ① 40歳未満の市内在住の方
- ② がん患者(医師に一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方)
- ③ 在宅療養生活の支援や介護が必要な方
- ④ 他の制度において同様の助成または給付を受けることができない方

対象サービスと助成金額

サービス種類	内容	利用上限額	助成上限額
訪問介護	身体介助、生活援助、通院等乗降介助	9万円/月	8万1千円/月 (千円未満切り捨て)
訪問入浴介護	訪問入浴介護		
福祉用具の貸与	・車いす、車いす付属品 ・特殊寝台、特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり(工事を伴わないもの) ・スロープ(工事を伴わないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ ・移動用リフト(つり具の部分を除く) ・自動排泄処理装置		
福祉用具の購入	・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分 ・排泄予測支援機器	10万円	9万円(1回限り) (千円未満切り捨て)

※サービス利用額の9割相当額を助成します。

※助成上限額を上回る利用料はご本人の負担となります。

※生活保護を受給されている方は10割相当額を助成します。

利用申請から助成金交付までの流れ

1 利用申請



次の必要書類を郵送または持参により提出してください。

【提出書類】

- ①利用申請書 ②医師の意見書(作成費用は自己負担)
- ③本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)(郵送の場合は写し)

2 利用決定



申請内容を審査し、市から利用決定通知書を郵送します。

3 サービス等の利用



- ・介護サービス事業所との契約を行い、サービス利用を開始してください。
- ・介護サービス事業所から請求された全額をいったん支払ってください。
- ・領収書とサービスの内容・利用回数・金額等が記載された明細書を必ず発行してもらってください。

4 助成金の請求



次の必要書類を郵送または持参により提出してください。

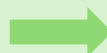
【提出書類】

- ①助成金交付申請書兼請求書 ②領収書(写) ③サービス等利用明細書(写)
- 複数月分をまとめて請求することもできます。
- 市への請求期限はサービス利用開始日の翌日から1年以内です。

5 助成金の交付

請求内容を審査し、市から助成金交付決定通知書を郵送し、指定の口座に助成金を振り込みます。

- 申請書類は、市ウェブサイトからダウンロードできます。



【お問い合わせ・申請書提出先】

〒513-0809

鈴鹿市西条五丁目 118 番地の 3 地域医療推進課(保健センター2階)

電話 059-327-5030 FAX 059-384-5670

E-mail chiikiiryosuishin@city.suzuka.lg.jp